

南部町監査委員告示第2号

鳥取県南部町職員措置請求書に基づく監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく鳥取県南部町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、同条同項の規定によりその結果を公表する。

令和6年11月7日

南部町代表監査委員 坂口 正治

南部町監査委員 細田 元教

第1 住民監査請求（鳥取県南部町職員措置請求書）の概要

1 監査の請求

（1）請求人

南部町西町 9 番地	大塚 勝
南部町馬場 210 番地	足羽 昇
南部町東町 319 番地	宇山 秀人
南部町市山 855 番地	岡田 厚美
南部町馬場 226 番地	真壁 紹範（請求人代表者）

（2）監査請求のあった日

令和6年9月17日

2 請求の受理

（1）監査委員は、法第242条第1項の規定により、令和6年9月17日に提出された、鳥取県南部町長 陶山清孝 に関する措置請求書について、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

（2）本件請求のあった日は、法第242条第2項に規定する日を経過しておらず、住民監査請求の対象となるものである。

第2 請求の要旨

（1）措置請求の対象者 鳥取県南部町長 陶山 清孝

（2）措置請求の内容

<主位的請求>（原文のとおり）

鳥取県南部町監査委員は、南部町長 陶山清孝が、令和２年度から令和６年度に行った南部町保育園統合・民間移管についての「南部町行財政運営審議会」及び「南部町保育所あり方検討委員会」及び「住民説明会」「南部町議会」での説明において、あたかも公立のほうが町の財政負担が著しく大きくなると述べ、裏付けとなる資料も示さずに保育園の統合・民間移管が正当であるという説明を行ったことについて、また、社会福祉法人「伯耆の国」に指定管理で行ってきた保育園について、統合後、新設の保育園を南部町が建設し、そのすべての町有財産を「伯耆の国」に無償で貸与するという説明を行っていることについて、これは恣意的に民間移管に誘導するものといえらるとともに、公平・公正であるべき財産の貸与に関して、何ら公募などの措置も取らない不適切な行政であるといえらると指摘し、また、このような根拠のない説明で住民を混乱させたことは、町行政の在り方として不適切であり、今後の保育園統合・民間移管によって、多大な行政経費の支出となるものであり、看過できないと指摘するよう求める。そして、第１に、今後、予測される保育園の統合・民間移管の差し止め及び、新しく明らかになった町財政の支出、建設費約１２億円余及び土地取得・造成費・設計監理委託料等約５億円、合せて１７億円にもなる支出の差し止めを求めるよう請求する。第２に、この請求は、前回行った請求以降明らかになった事実証拠に基づいて行うもので、令和４年度南部町の公立保育園４園に対して交付された交付税額が１億２，３００万円であると断定した南部町の説明が、明らかに虚偽の説明であったことが明白であり、公立保育園より私立保育園の方が南部町の持ち出しが圧倒的に少ないという説明資料そのものが虚偽であったこととなり、この説明を撤回し謝罪することを求める。第３に、行政手続きとして行ってきた南部町行財政運営審議会及

び住民説明会において行ってきた説明が虚偽であったことから、少なくとも、南部町行財政運営審議会及び住民説明会を再度開催するよう求める。そして、第4に、虚偽の数字により行ってきた行政手続きは違法であり、南部町長 陶山清孝は、その手続きに費やした行政経費、少なくとも100万円を損害として南部町に弁償するよう求めるものである。

<上記請求の説明>（原文のとおり）

- 1) 令和3年2月26日に、南部町長 陶山清孝は、南部町の条例に定める「南部町行財政運営審議会」に対して、保育園の統合保育園について、その建設・運営方法について諮問を行い、行財政運営審議会は、令和3年10月15日に民設・民営を答申した。（参考資料①②）しかし、その際、町から「南部町行財政運営審議会」に提出された資料は、建設費・運営費とも民設・民営の方が、南部町の町財政の持ち出しは非常に少なくなるという資料を提出し、民設・民営へ議論を誘導したといってもいいものであった。その後、建設費については、公立と私立では、南部町の財政支出は公立の方が、町の財政支出が少なくなると、全く逆の説明に転換し、令和5年8月に「南部町行財政運営審議会」に了解をとった。しかし、運営費については、民設・民営の方が南部町の町財政の持ち出しは非常に少なくなるということを述べている。しかし、国会における総務大臣の答弁でも明らかなように、公立と私立についての国の財政措置は同等であり、私立に対しては公定価格に基づいて地方交付税及び施設給付費で行うが、公立については、地方交付税措置を行っている」と答弁しており、南部町の資料は、明らかに、恣意的に民間移管に誘導するための資料である。このよ

うな資料を提供した南部町長の責任は重大である。

- 2) 令和5年8月、南部町は町民の批判の中、住民説明会を行った。その際に南部町が提供した資料（別紙①）は、運営費については、民設・民営の方が南部町の町財政の持ち出しは非常に少なくなるということを述べている。しかし、これも国会における総務大臣の答弁でも明らかなように、私立に対しては地方交付税及び施設給付費で行うが、公立については、地方交付税措置を行っている」と答弁しており、南部町の資料は、明らかに、恣意的に民間移管に誘導するための資料である。このような資料を提供し、町民を混乱させた南部町長の責任は重大である。また、この際の資料で明らかになった統合保育所の運営費について、国庫からの支出は、私立の場合、地方交付税18,200千円、施設給付費56,000千円、合せて国から74,200千円くると説明し、公立の場合、交付税49,200千円としている。この説明は、国の国会での答弁とも違うし、国が、私立に対して、公立より年25,000千円も多く交付することになっているが、このような説明の根拠すら明らかになっていない。しかも、私立が増えれば、国からの税金の支出が大きく増えるというような施策は考えられない。このような説明資料で保育園の統合と民間移管を進めようとする南部町長の責任は重大である。

- 3) 令和4年度に、南部町の公立保育園4園に対して交付されている交付税額が1億2,300万円であると断定した南部町長の説明が虚偽である理由は以下のとおりである。

① 南部町は、令和4年度公立保育園4園への地方交付税額が1億2,300万円で

あるという根拠を説明しているが、そもそも公立保育園の地方交付税額算入がどのように行われているのか理解することが必要である。

その算入方法は以下のとおりである。

ア) 普通交付税の額の算定方法

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりである。

(資料② 地方交付税制度の概要)

各団体ごとの普通交付税額＝(基準財政需要額－基準財政収入額)＝財源不足額

基準財政需要額＝単位費用(法定)×測定単位(国調人口等)×補正係数

基準財政収入額＝標準的な税収入見込額×原則として75%(特定財源は100%もある)

基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額とされている(地方交付税法第2条第3号)。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

つまり、この単位費用は、市町村の場合、人口10万人規模の自治体を想定して、別添総務省概要(3)算定項目と測定単位の中の厚生費の中、社会福祉費などの各行政項目ごとに、10万人規模で歳出から歳入(特定財源、国庫支出金等)を引いた一般財源費用と規定している。社会福祉費では、令和4年度は、27,700円が単位費用となっている。

補正係数

基準財政需要額の算定にあたっては、すべての都道府県またはすべての市町村に費目（社会福祉費等）ごとに同一の単位費用が用いられている。

しかしながら、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数とよんでいる。

つまり、資料③（令和４年度南部町 市町村分地方交付税算定台帳）によれば、令和４年度の南部町の公立保育園４園の地方交付税額は、算定台帳の社会福祉費（保育園の運営費は児童手当費、障がい者自立支援費等を含めた社会福祉費）の中に算入されている。この社会福祉費の基準財政需要額は５５６，４６５千円であり、補正係数は社会福祉の場合人口が算出の基礎であり、人口１０，３２３人に対して補正係数１．９４６であり補正後の数値は、２０，０８９となり、社会福祉費の国が定めた単位費用２７，７００円×２０，０８９から、上記基準財政需要額５５６，４６５千円が導き出されている。

この基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが交付税額であるから、交付税算定台帳の令和４年度の基準財政需要額の総額４，２３８，８９１千円と、基準財政収入額１，０９４，７２０千円の比率を計算すれば、財源不足額（地方交付税額）は、基準財政需要額の７４．２％であると計算できるので、社会福祉費への地方交付税額は、５５６，４６５千円×０．７４

2 ÷ 4 1 2, 8 9 7 千円（端数切捨て）となり、令和４年度に南部町の公立保育園４園の運営費を含む社会福祉費への地方交付算入は、ほぼ４ 1 2, 8 9 7 千円であると結論付けられる。

イ) 南部町の令和４年度保育園分地方交付税額の算定方法の誤り

ところが、南部町は、次のような計算方法で地方交付税を算出している。

別添資料④（令和５年９月２７日議会全員全員協議会資料）のうち、議会全員協議会に提出された資料の１５ページでは、南部町は、令和４年度の南部町分の社会福祉費の中の保育園の運営に関わる交付税額を算定するにあたって、人口１０万人規模の国の決めた標準的自治体（市町村）の社会福祉費における歳出と歳入の比率を、別添資料⑤の、国の単位費用算定基礎の中の１９４ページの数字を使って、子ども子育て支援費中の歳入（特定財源 国庫支出金等）が２, 7 0 5, 3 5 6 千円に対して、歳出は、４, 2 2 5, 9 0 8 千円であり、歳入の割合が歳出に対して約６４％であり、この比率を保育園運営費相当の施設型給付費等の歳出合計額、２, 3 8 0, 4 9 4 千円に対する歳入比率にして、歳入額は、 $2, 3 8 0, 4 9 4 \text{ 千円} \times 6 4 \% = 1, 5 2 3, 5 1 6 \text{ 千円}$ となると導き出し、 $2, 3 8 0, 4 9 4 \text{ 千円}$ から $1, 5 2 3, 5 1 6 \text{ 千円}$ を引いた $8 5 6, 9 7 8 \text{ 千円}$ が人口１０万人規模の保育園運営費関係の基準財政需要額算定の一般財源相当分であると導き出した。つまり、 $8 5 6, 9 7 8 \text{ 千円}$ を１０万人でわった数字、 $8. 6 \text{ 千円}$ が南部町の保育園運営に関わる基準財政需要額の単位費用であると誤解して導き出したと言ふべきである。これが別添資料④の１５ページ中、最後尾の＜需要額＞ $8. 6 \text{ 千円}$ となる。

これが誤りであることは明白で、国は交付税算定にあたって、別添資料⑥の

令和4年度地方交付税制度解説（単位費用篇）中の191ページ以降の記載にあるように、社会福祉費の単位費用を算定するにあたって、人口10万人の自治体を標準自治体として、想定する行政経費総額から、特定財源（国庫支出金等）を引いた一般財源所要額を2,772,739千円と見込み、社会福祉費の単位費用27,700円を導き出している。よって、27,700円を導き出すのに使った標準団体の収支の数字を使って、行政経費と特定財源の割合が標準団体と明らかに違う南部町が、社会福祉費中の保育園の単位費用を導きだすなど、地方交付税制度を知らないものの行う方法であると断言できる。

このような単位費用の導き出し方は、総務省の交付税算定に関わる単位費用の考え方に反するものであり、仮に10万人規模の標準自治体に当てはまっても、南部町には当てはめることはできない。もし、南部町の保育園運営費に関わる交付税額を推計しようと思えば、南部町社会福祉費全般の交付税額412,897千円と考えられる額をもとに、国に倣って、南部町の子ども子育て支援費中の歳入（特定財源 国庫支出金等）と歳出を導き出し、歳出から歳入（子ども子育て支援費中の特定財源 国庫支出金等）を引いた額を一般財源充当分として基準財政需要額とするしか方法はないように考えられる。この方法をとれば、南部町において、保育園の民設民営の方が、町の財政負担が少ないというようなことを導き出すことはできないと断定できる。

そして、補正係数は、保育園の補正後といい10,323人に1.395を掛けた14,401として、 $8.6 \text{ 千円} \times 14,401 = 123,417 \text{ 千円}$ とする保育園分の交付税額（需要額と言ったり交付税額と言ったり、町の説明は明確でない）を導き出している。

これも、なぜ南部町の社会福祉費の本来の補正係数が1.946なのに、保育園分が1.395になるのか何ら説明できていない。

補正係数とは、令和4年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）資料⑦によれば、277ページから288ページにあるように、ほとんどが保育園関係の補正係数となっており、第一項 段階補正、第二項 密度補正、第三項 普通態様補正、第四項 事業費補正（これは施設整備関係の補正で令和4年度は該当なしと思われる）、どの補正をみても1.946を1.395に引き下げる理由など見当たらない。これは、社会福祉費の中身が、保育園関係以外は、児童手当、児童扶養手当、障がい者自立支援、特別障がい者手当等が含まれているだけで、令和4年度の南部町の支出に占める割合は保育園分が半分以上を占めているからである。

また、児童手当、児童扶養手当、障がい者自立支援、特別障がい者手当は国の制度であり、児童手当は、国と地方（都道府県・市区町村）の負担割合を2：1とし、被用者の3歳未満（所得制限額未満）について7／15を事業主の負担（残りを国と地方2：1）としているので、当然南部町の一般財源充当は児童手当全体の20％未満であり、交付税算定のもととなる基準財政需要額は少なくなる。また児童扶養手当、障がい者自立支援、特別障がい者手当も同じことである。それに対して、令和4年度の南部町の保育園は4園が公立であり、その運営費は地方交付税で交付されている。当然社会福祉費全体に占める交付税額も50％を超える。つまり、社会福祉費全般の交付税額412,897千円の半額以上2億数千万円が保育園分の地方交付税額となることは明らかである。

- ウ) 令和4年度社会福祉費への地方交付税算入が412,897千円なのに、保育園分の交付税が、123,000千円なら、残りの289,897千円はどこに算入されるのか何ら説明できない南部町

社会福祉費として基準財政需要額に算入される費目は、保育園以外では児童手当、児童扶養手当、障がい者自立支援、特別障がい者手当等が含まれているだけであることは先に述べたが、そのどの費目も国の制度であり、児童手当は、国と地方（都道府県・市区町村）の負担割合を2：1とし、被用者の3歳未満（所得制限額未満）について7／15を事業主の負担（残りを国と地方2：1）としているので、当然南部町の一般財源充当は児童手当全体の20％未満であり、交付税算定のもととなる基準財政需要額は少なくなる。また児童扶養手当、障がい者自立支援、特別障がい者手当も同じことである。そうであれば、行政経費から特定財源を引いた金額が基準財政需要額となるわけで、当然特定財源の比率が高い児童手当、児童扶養手当、障がい者自立支援、特別障がい者手当に算入される地方交付税額は少ないわけで、児童手当、児童扶養手当、障がい者自立支援、特別障がい者手当の歳出を合計すると207,244千円程度となり、特定財源は153,917千円であり、引くと一般財源充当額は53,327千円程度となり、当然3億円を充当する必要などなく、残り2億円余が宙に浮く計算となるわけであり、仮に、事務費等に充当することがあっても、少なくとも保育園分の交付税額が250,000千円を超えることは明らかである。

- エ) 公定価格に基づく令和4年度の南部町保育園国庫支出金、県支出金の金額と比較すると交付税額123,000千円は半額以下となる町の説明は国の説明と

大きく乖離している

次に、問題となるのは、南部町が公立と私立との比較の際に提出した資料で、令和４年度に公立保育園４園が仮に私立であったらどれだけ国・県からの支出があるのかを示している。その額は、資料⑧令和６年３月１２日、本会議一般質問に対する子育て支援課の答弁資料の中で、令和４年４月１日現在の入所者数をもとに４園の公定価格を試算した数字として、２５８，５７９，６９０円が交付されることになる」と説明している。この数字が私立の場合に国県から支出される金額である。ところがこれに対して公立であったら、４園に交付税額が１２３，０００千円しかきていないと南部町長は説明してきた。こんな説明は、国の説明とも大きく乖離し、しかも、交付税額１２３，０００千円の根拠すら「あのときはこんなやり方しかなかった」などと述べていることは看過できないことであり、南部町として前代未聞の出来事であるといっても過言ではない。入力ミスなどのヒューマンエラーではなく、交付税制度の無理解からくるものと言ってもいい。もし倍半分も違うこんな数字が出たら、県や国に確認するということを行って数字の真意を明らかにするのが公務員のとるべき態度である。その形跡すらないとははなはだ嘆かわしい事態である。よって、速やかにこの数字は訂正されるべきである。

オ) 基準財政需要額と交付税の意味すら説明できていない

最後に、南部町は、令和５年度の行財政運営審議会と住民説明会（先に説明のとおり）において、令和４年度に、南部町の公立保育園４園に対して交付された交付税額が１億２，３００万円であると説明してきたが、令和６年９月議会の一般質問に対する答弁においてこの金額が需要額だと答弁した。そうすれば、

先に説明した通り南部町の交付税額は令和４年度においては基準財政需要額の７４．２％であり、交付税額は９１，２６６千円となり、さらに交付税額が低くなり、公定価格との差が拡大することとなる。こんなことはあり得ないことであり、そのような説明に終始する南部町長の責任は重大である。

以上、５点が、令和４年度南部町公立保育園４園分の地方交付税額１２３，０００千円が虚偽の数字であるという根拠説明である。

（３）説明のための付属資料

１） 南部町「さくら保育園」「つくし保育園」統合・民間移管についての経過

令和２年１２月１１日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、子ども子育て会議や行財政運営審議会にかける資料の事前確認を行う。

令和２年１２月１５日 南部町子ども子育て会議が開催される。

令和３年 １月１５日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、行財政運営審議会資料のたたき台により、今後の流れを説明。

令和３年 ２月２６日 南部町長が、南部町行財政運営審議会に保育園の運営方法等を諮問

令和３年１０月１５日 南部町行財政運営審議会が町長に民設民営を答申。

令和４年 ３月２４日 南部町保育所あり方検討委員会が発足。

令和４年 ５月２５日 南部町が庁舎内第１回基本構想策定委員会を開催。

令和４年 ６月２８日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、統合保育園の用地を３か所に絞ることを説明。

令和４年 ８月 ９日 南部町長が統合保育園用地候補地を３か所に決める。

- 令和4年 9月13日 9月議会で候補地を3か所に絞ったことを答弁。
- 令和5年 3月 1日 保育所のあり方検討委員会で3候補地の評価点を決定。
- 令和5年 3月20日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、あり方検討委員会の検討結果を説明、「伯耆の国」は、デイサービスを一緒に考える中で、敷地が狭く利便性がよくないなどの意見を述べる。
- 令和5年 4月 6日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、建設場所について改めて協議を行う。
- 令和5年 4月18日 町は「伯耆の国」と秘密裏に事前協議、新園を建設していただくことを明確にする覚書を締結できないか相談。伯耆の国として、デイを同じ場所ですることによってメリットがあると考えていたが、あり方の場所ではデイがいっしょにできない。損をしてまで民設民営にこだわる必要は法人としてない。建設運営については町の支援を明確にして欲しいと町に要望する。
- 令和5年 6月14日 6月議会の一般質問の町長答弁で、住民や議会に「公表しない」としていた統合保育園の用地選定結果と候補地について、町長が日本共産党の3議員を除く11人の議員で構成している政治団体「清和会」に説明していたことが判明。

この後の経過等は別添参考資料③による

2) 事実証明書、別紙資料の説明

- ① 南部町の住民説明会等資料
- ② 総務省地方交付税制度の概要
- ③ 令和４年度南部町地方交付税算定台帳
- ④ 令和５年議会全員協議会資料
- ⑤ 令和４年度地方交付税制度解説単位費用篇中１９４～１９５ページ
- ⑥ 令和４年度地方交付税制度解説単位費用篇中１９１～１９８ページ
- ⑦ 令和４年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）２７７～２
８８ページ
- ⑧ 令和６年３月１２日本会議一般質問に対する子育て支援課の答弁資料

参考資料

- ① 令和５年９月４日議会全員協議会資料、資料①②
- ② 令和５年９月４日議会全員協議会資料、資料③④⑤
- ③ 令和６年９月９日議会全員協議会資料

（４）南部町長に求められる措置

上記の説明理由等から、第１に、南部町「さくら保育園」「つくし保育園」の統合・民間移管を白紙に戻し、新しく明らかになった町財政の支出、建設費約１２億円余及び土地取得・造成費・設計監理委託料等５億円、合わせて１７億円にもなる支出の差し止めを求める。第２に、令和４年度南部町の公立保育園４園に対して交付されている交付税額が１億２，３００万円であると断定した南部町の説明が、明らかに虚偽の説明であったことが明白であり、この説明を撤回し謝罪することを求める。第３に、行政手続きとして行ってきた南部町行財政運営審議会及び住民説明会において行っ

てきた説明が、虚偽であったことから、少なくとも、南部町行財政運営審議会及び住民説明会を再度開催するよう求める。第4に、虚偽の数字により行ってきた行政手続きは違法であり、南部町長 陶山清孝は、その手続きに費やした行政経費、少なくとも100万円を損害として南部町に弁償するよう求める。以上4点について、南部町監査委員は、南部町長 陶山清孝に求めるよう請求するものである。

第3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設定したところ、陳述の申し出があり、令和6年10月18日に新たな証拠の提出及び陳述の聴取を行った。

1 陳述人

真壁 紹範 （請求人代表者）

岡田 厚美

2 新たな証拠の提出

参考資料

④ 2015年3月24日参議院総務委員会議事録

3 陳述の概要

- ① 令和6年9月定例議会において、町財政から支出される統合保育所整備事業の事業費が建設費約12億円余及び土地取得・造成費・設計管理委託料等約5億円、合わせて17億円にもなることが新しく明らかになった。これは、令和6年9月9日の議会全員協議会の資料により、新園舎の床面積が1,988平米で計画さ

れていること、湯梨浜町のこども園新築工事の建設単価を例に説明があったことで明らかになった。合わせて１７億円は、正確な数字ではなく、だいたいの金額。

- ② 虚偽の数字により行ってきた行政手続きは違法であり、その手続きに費やした行政経費１００万円を南部町長に損害として弁償するように求めている。この額の具体的な根拠はないが、人件費と事務費をあわせて最低でも１００万円と考えている。この行政手続きは、令和３年２月２６日の行財政運営審議会への諮問から、令和５年９月１日の住民説明会までが対象。この間、令和４年度の入所園児数で計算した場合、公立保育園には１２３，０００千円しか交付税が来ないと断定した説明を行った。
- ③ 令和３年２月２６日に南部町は行財政運営審議会に保育園の統合について、その建設・運営方法について諮問を行い、民設民営として答申を受けているが、民設・民営の方が町財政のためには有利であるという説明を行って民設民営へ誘導した。その後、町が建設し建物を貸与するという説明に変わっているが、運営については公立では町財政からの持ち出しが高くなるという説明をしている。
- ④ 公立と私立の運営費の問題については、平成２７年３月２４日の参議院総務委員会において、私立と同様に公立についても交付税で措置すると総務大臣が答弁している。つまり、公立も私立も同じ額の交付税になるので、この答弁と南部町の説明は大きく食い違いがあり、誤った説明をして行財政運営審議会を通したことは大きな問題である。
- ⑤ 令和５年８月の住民説明会において、令和４年度の入所園児数で計算した場合、公立保育園には１２３，０００千円しか交付税が来ないと、ここでも断定した説明を行った。２園を統合して新しく建設する保育園については、定員１２０人に

対し全体定員300人との比率2／5を掛けて、統合した新園には交付税49,200千円と計算していた。一方、私立では定員120人満杯で公定価格を計算していたため、令和4年度の入所園児数で計算している公立とは条件が異なることから、令和6年2月に子育て支援課へ行き、私立の場合も令和4年度の入所園児数で公定価格を計算することを求めた。

⑥ 令和6年3月12日の議会一般質問において、令和4年度の入所園児数で計算し直した私立の数字が答弁資料として出されたが、施設型給付費は国から47,715千円、県から23,857千円、合わせて71,572千円という金額だった。これは、住民説明会で説明のあった国から56,000千円、県から28,000千円、合わせて84,000千円とは異なっているため、保護者や住民に対して説明責任を果たしていただきたい。

⑦ 交付税については、令和6年2月に県市町村課の財政担当課長補佐から、施設型給付費と交付税は同等の金額であると説明を受けたので、請求人である私たちの考えに間違いはないと判断している。町の説明が間違っていることは明らかで、この責任は大きい。

⑧ 子育て支援課は、令和6年3月12日の一般質問の答弁資料で、令和4年4月1日現在の入所者数から4園の公定価格を258,579,690円と試算しているが、交付税では123,000千円という説明を行っている。施設型給付費の基礎となる公定価格と交付税は同等の金額であるから、この乖離があまりにも激しい。

⑨ 交付税制度は、国が集めた税金等を地方の一般財源不足分として交付する制度で、自主財源に乏しい地方自治体にとっては、なくてはならない非常に重要な財源で

ある。各団体ごとの普通交付税額は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたもので財源不足額とされている。基準財政需要額の求め方は、単位費用（法定）と測定単位（国調人口等）と補正係数（寒冷補正等）を乗じたもので算定し、基準財政収入額は、標準的な地方税収入見込み額に原則として75%を掛けて算定する。

- ⑩ 保育園に関係することは社会福祉費として算定され、この社会福祉費には保育園関係と、児童手当、児童扶養手当、障がい者手当関係が含まれていると地方交付税制度の解説の中で明記されている。社会福祉費の測定単位は人口であり、社会福祉事業費、児童福祉費、障がい者福祉費等を算定することとし、標準団体の行政規模は人口10万人と想定、なお児童扶養手当等町村の属さない経費については減ずることとし、単位費用は標準団体の一般財源所要額を2,772,739千円と見込み、それを10万人で割った金額27,700円、これが令和4年度の法定単位費用となる。この法定単位費用は国が定めているので、町村で変えることは出来ない。

- ⑪ この法定単位費用27,700円に補正後の測定単位20,089を掛けた556,465千円、これが南部町の社会福祉費の基準財政需要額となる。実際の交付税額は、令和4年度の交付税算定台帳の基準財政需要額4,238,891千円と基準財政収入額1,094,720千円の比率から財源不足額として74.2%を掛けた412,897千円が社会福祉費に対する交付税として交付されていることは、ほぼ間違いない。

- ⑫ 町は国で定めている単位費用27,700円を8,600円とし、補正係数の20,089も14,401に変えて交付税は123,000千円しか来ていない

と計算した。そもそも、特定財源や一般財源の比率も全然違う人口10万人規模を人口1万人程度の南部町に当てはめて計算することは明らかに間違いである。

また、国や県に交付税算定の方法を聞いた形跡もないので誤りが生じた。

- ⑬ 令和4年度の交付税算定台帳で、556,465千円の基準財政需要額に対して412,897千円の交付税が来ていることは明らかで、123,000千円との差額289,897千円の算入が問題となる。少なくとも、2億5千万円程度が南部町の保育園の交付税額として算定されていることは明らかで、公定価格ともほぼ同等と考えることが妥当である。公定価格に対しても南部町の交付税額の算定が半額以下となることは大きく国の説明とも県の職員の説明とも乖離している。
- ⑭ 子育て支援課が作成した令和6年3月12日の一般質問の資料では、公定価格258,579,690円が令和4年度の交付税として来ているので、123,000千円との乖離が激しいため、説明を訂正する必要がある。
- ⑮ 今回の措置請求書的前提は訂正で、これを訂正されないと南部町の地方財政の根幹をなす地方交付税制度を理解されていないということになり大きな問題になる。虚偽の数字が出されたということは将来に渡って禍根を残すことになるので、監査委員に訂正の勧告をしていただき、南部町が真摯に数字の訂正に向き合っていることを望んでいる。

第4 関係人からの意見の聴取

法第199条第8項の規定に基づき、令和6年10月18日に関係人の出頭を求め、調査を行った。

1 調査対象部局及び職員

総務課及び子育て支援課 副町長

2 調査の概要

- ① 南部町としては、措置請求書には、根拠のない説明等々と記載されているが、これまで時点ごとに説明を行って来たので、老朽化した保育園を一刻も早く統合建て替え整備し、安心安全な環境を整備したい。
- ② これまでの説明において、総務省の基準に準拠し資料を作成し、保育園に関する交付税額 1 2 3, 0 0 0 千円を試算し説明をしているが、この試算という説明について、請求人から理解をいただけていない。
- ③ 令和 6 年 9 月 9 日の議会全員協議会で統合する新園の計画図面を示し、参考として湯梨浜町の事例を紹介し説明したが、建設費約 1 2 億円余のほか具体的な金額の説明は町からは行っていない。
- ④ 令和 5 年 7 月 2 6 日の議会全員協議会において、交付税の詳細について、行財政運営審議会に説明する必要があるとの議会意見があり、行財政運営審議会に対する資料を作成した。
- ⑤ 令和 5 年 8 月 2 5 日から同年 9 月 1 日の住民説明会で、説明資料により建設費と運営費に係るコストについて、私立と公立の比較をした試算の金額を用いて説明を行っている。よって、1 2 3, 0 0 0 千円が交付された金額として説明した認識はない。
- ⑥ 今後の実施設計に進めば図面等や内容は変わっていくため、適宜、議会以外の住民に対しても情報提供を行う予定で、公私連携協定を進める中でマスコミに対してプレス発表を行うことを想定している。また、南部町独自でも広報等を用いて

住民に広く示していく考えでいる。

- ⑦ 令和6年2月に県市町村課が請求人へ説明した内容について、令和6年5月10日に確認したところ「県としては町の試算が合っているとか間違っているという立場ではなく、断言もしていません。」との回答を得た。

第5 監査の実施

監査委員は、法令等をもとに、措置請求書、証拠書類、請求人の陳述及び関係人の意見について厳正に監査を行った。

1 監査の執行者

南部町代表監査委員 坂口 正治

南部町監査委員 細田 元教

第6 本請求に対する結論

1 主要な事実経過

- ① 令和3年 2月26日 南部町行財政運営審議会へ「南部町立保育園の統合並びに整備運営方法について」諮問。
- ② 令和3年10月15日 南部町行財政運営審議会が答申。
- 「南部町立保育園（つくし保育園・さくら保育園）の2園統合に係る整備運営方法について検討した結果、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当である。」
- ③ 令和3年12月13日 議会全員協議会において、南部町行財政運営審議会の答申について町執行部から詳細説明。

- ④ 令和4年 3月24日 南部町保育所あり方検討委員会が発足。

南部町の保育所のあり方を検討するにあたり、当事者等の意見を反映させること及び地域の実情を踏まえて施策を実施することを目的として設置、委員会は保育所あり方の基本構想に関すること等を検討。

- ⑤ 令和4年 11月 7日 南部町立保育所統合に係る基本構想のパブリックコメントについて、11月30日まで募集。

- ⑥ 令和5年 1月11日 南部町立保育所統合に係る基本構想のパブリックコメントの実施結果を町ホームページで公表

- ⑦ 令和5年 1月30日 南部町立保育所統合に係る基本構想を町ホームページで公表

- ⑧ 令和5年 3月 1日 南部町保育所あり方検討委員会へ統合保育所の建設候補地3箇所について、評価基準を説明し、採点評価を実施。

- ⑨ 令和5年 7月26日 議会全員協議会で「保育所統合にかかる建設候補地及び整備方法の検討について」説明。

建設候補地は、C地点（天萬地内）に決定し、建設に係る補助金の限度額を考慮していなかった等の理由で、建物を民間が建設する方針から、土地と建物を町が取得、建設し、公私連携協定により伯耆の国に無償で貸与する方針に変更。

- ⑩ 令和5年 8月10日 南部町行財政運営審議会へ「新たに設置する保育園の

整備及び運営方法について」諮問。

- ⑪ 令和5年 8月25日 南部町行財政運営審議会が答申。

「本審議会では、南部町が提示した「新たな方法として、町が建物を整備し、児童福祉法に基づく公私連携型保育園制度により当該建物を活用して「私立保育園」を運営する方法」について検討した結果、当該方法が妥当であると判断する。」

- ⑫ 令和5年 8月25日 住民等説明会（対象者：保育園の職員）

- ⑬ 令和5年 8月26日 住民等説明会（対象者：寺内集落）

- ⑭ 令和5年 8月28日 住民等説明会（対象者：さくら保育園の保護者）

- ⑮ 令和5年 8月29日 住民等説明会（対象者：つくし保育園の保護者）

- ⑯ 令和5年 8月31日 住民等説明会（対象者：園児保護者、一般町民）

- ⑰ 令和5年 9月 1日 住民等説明会（対象者：園児保護者、一般町民）

- ⑱ 令和5年 9月 4日 議会全員協議会において、南部町行財政運営審議会の答申について町執行部から詳細説明。

- ⑲ 令和5年 9月27日 議会全員協議会において、統合保育園の運営費について、地方交付税の算定表等により町執行部から詳細説明。

- ⑳ 令和5年10月 5日 議会全員協議会において、統合保育所の建設候補地選定の経過について、保育所統合に関するアンケートについて、町執行部から説明。

- ㉑ 令和5年11月22日 議会全員協議会において、統合保育所の建設候補地選

定の経過について（再説明）、保育所統合に関するアンケート結果について、町執行部から説明。

②② 令和5年11月27日 議会全員協議会において、統合保育所整備事業に係る予算提案の経過について、町執行部から説明。

②③ 令和6年 3月12日 議会3月定例会の一般質問に対する子育て支援課の答弁資料（参考資料1）が議会提出。

（参考資料1）令和4年4月1日に入所者数をもとに4園の公定価格を試算、整備・運営方法別の財源比較

②④ 令和6年 4月 8日 議会全員協議会において、住民から議会へ提出された「令和4年度保育園に関わる地方交付税算定額123,000千円の訂正勧告についての申し入れ」を協議。

協議の結果、「議員全員の合意には至らなかったため、訂正勧告等を行わない」と回答（令和6年4月9日付）

②⑤ 令和6年 4月24日 議会全員協議会において、保育所統合に関する交付税算定の考え方について、町執行部から説明。

②⑥ 令和6年 5月23日 議会全員協議会において、統合保育所整備事業「測量調査設計委託業」の工期延長による繰越予算の専決について、町執行部から説明。

②⑦ 令和6年 5月27日 議会全員協議会において、保育所統合に関する交付税算定の考え方について、町執行部から再説明。

②⑧ 令和6年 6月 7日 議会全員協議会において、統合保育所進捗状況について、町執行部から説明。

- ⑳ 令和6年 9月 9日 議会全員協議会において、統合保育所進捗状況について、つくし保育園の職員状況について、町執行部から説明。

2 監査の結果

- ① 地方交付税法第3条で、国は交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならないと規定している。同法第4条第1項第1号で、毎年度分として交付税すべき交付税の総額を見積ること、同法同条同項第2号で、各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付することを国の権限と責任として規定している。本措置請求に添付の資料②地方交付税制度の概要として地方交付税のしくみが説明されているが、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、財源を保障するためのもので、地方の固有財源であると記載されている。

よって、国が各自治体の地方交付税の総額を通知あるいは公表することがあっても、各経費の種類の配分額を通知し公表することはなく、配分額によって各自治体の用途を制限したり、条件を付けたりすることができないことを意味していると解される。本措置請求の監査にあたっては、この法と制度の趣旨及び規定を基本とした。

- ② 国が行う地方交付税の見積りにあたって、必要となる基礎数値等は各自治体から国へ提出されていることが監査で確認できたが、令和4年度の交付税算定台帳において、交付された地方交付税の総額が確認できたものの、社会福祉費等の各経費の種類については、交付税法で規定されている国の権限と責任のと

おり、それぞれの交付税額は記載されていなかった。また、地方交付税の経費の種類ごとの正確な配分額及びその算出方法は、本措置請求に添付の根拠資料においても確認できなかった。その他関連調査として、総務省及び鳥取県の公表資料を調査したが確認できなかった。したがって、地方交付税法や地方交付税制度では地方交付税の総額のうち、各経費の種類ごとで算出し公表することは想定されていないと判断できる。

- ③ 本措置請求は、令和４年度の南部町の公立保育園４園に対して交付された交付税額が１２３，０００千円とする南部町の説明を虚偽としているが、そもそも、保育園の運営費分として交付された地方交付税の額は特定できるものではない。請求人は、基準財政需要額４，２３８，８９１千円と基準財政収入額１，０９４，７２０千円との比率から地方交付税額を算出する方法を主張しているが、この算出方法は公的に確立されていないことから推測の域を出ないため、主張を有効と認めるには理由が見つからない。また、南部町が試算した方法も公的に確立されていることが確認できない。よって、請求は公的な根拠をもって示すことができない額をめぐるものである。

- ④ 本措置請求では、第１に、南部町「さくら保育園」「つくし保育園」の統合・民間移管を白紙に戻し、新しく明らかになった町財政の支出、建設費約１２億円余及び土地取得・造成費・設計監理委託料等約５億円、合わせて約１７億円にもなる支出の差し止めを求めている。

請求には、この根拠となる事実を証する書面等が欠けていたため、請求人から陳述のあった建設費約１２億円余が新しく明らかとなったとされる令和６年９月９日の全員協議会の資料及び会議概要（記録簿）を確認したところ、湯

梨浜町で建築中の木造保育所の建設単価 6 1 万 7 千円／平米を参考としていること、今後、基本設計から実施設計に進めば不要な部分を精査するなどして、床面積は変わることが説明されていた。地方自治法第 2 4 2 条第 1 項では、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含み必要な措置を講ずべきことを住民監査請求することができると規定しているが、この建設費約 1 2 億円余には、差し止める支出としての金額の根拠に妥当性が見当たらず、相当な確実さをもって予測される場合として認めることができない。

- ⑤ 同じく、第 2 に、令和 4 年度南部町の公立保育園 4 園に対して交付されている交付税額が 1 億 2, 3 0 0 万円であると断定した南部町の説明が、明らかに虚偽の説明であったことが明白であり、この説明を撤回し謝罪することを求めている。

南部町が説明した交付税額 1 2 3, 0 0 0 千円は、総務省が示す個別算出シートにより保育園に係る需用費（運営費）として試算され、南部町行財政運営審議会（令和 5 年 8 月 1 0 日及び 2 5 日）、住民説明会（令和 5 年 8 月 2 5 日から 9 月 1 日）、南部町議会（令和 5 年 9 月 2 7 日議会全員協議会から以降）へ想定額として説明されていたことが各記録簿等により確認できた。地方交付税法や地方交付税制度に基づけば、経費の種類ごとの交付税額は公表されず、また、算出方法も公表されていない。よって、法や制度で想定していない交付税額について、試算とはいえ説明がなされたことは適切とはいえないが、経費の種類ごとの交付税額の算出方法は公表されていないため、真実とすることが見当たらず虚偽とする理由がない。この説明に至った経緯は、関係人からの意見の聴取において、令和 5 年 7 月 2 6 日の議会全員協議会で「保育所統合

にかかる建設候補地及び整備方法の検討について」説明し、議会からの指摘により令和5年8月10日に行財政運営審議会へ諮問を行った旨の説明があった。令和5年7月26日の議会全員協議会の会議概要（記録簿）を確認し、民設民営のメリットについて、施設型給付費の金額が記載されていないし、地方交付税がこれだけ入っているとの記載もなく説明が必要との意見が記録されていた。統合保育所整備事業を進めるため、予算の議決権を有する議会の意見を聞き入れ説明を行ったことは、南部町に違法性があったと思料するに足りる相当な理由にならない。

- ⑥ 同じく、第3に、行政手続きとして行ってきた南部町行財政運営審議会及び住民説明会において行ってきた説明が、虚偽であったことから、少なくとも、南部町行財政運営審議会及び住民説明会を再度開催するよう求めている。

上記④のとおり、行ってきた説明を虚偽とする理由がない。よって、南部町行財政運営審議会及び住民説明会を再度開催する理由もない。

- ⑦ 同じく、第4に、虚偽の数字により行ってきた行政手続きは違法であり、南部町長 陶山清孝は、その手続きに費やした行政経費、少なくとも100万円を損害として南部町に弁償するよう求めている。

請求には、損害が生じたとする行政手続きが明記されていないため、請求人からの陳述により、令和3年2月26日の行財政運営審議会への諮問から、令和5年9月1日の住民説明会までを対象としていることを確認した。地方自治法第242条第2項では、住民監査請求は、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、これをする事ができないと規定している。陳述で確認できた当該行為は、請求から1年が経

過している。また、正当な理由があると判断できる事実も見当たらない。

3 監査委員の結論

新しく明らかになった町財政の支出、建設費約12億円余及び土地取得・造成費・設計監理委託料等約5億円、合わせて約17億円について、このうち、少なくとも建設費約12億円余は、今後、変動する可能性があるため、差し止める支出としての金額の根拠に妥当性が見当たらず、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求ができる相当な確実さをもって予測される場合として認めない。

令和4年度南部町の公立保育園4園に対して交付されている交付税額が1億2,300万円であると断定した南部町の説明が、明らかに虚偽の説明であったことが明白であり、この説明を撤回し謝罪することについて、経費の種類ごとの交付税額の算出方法は公表されていないため、真実とすることが見当たらず虚偽とする理由はなく、また、説明を撤回し謝罪する理由も認められない。

行政手続きとして行ってきた南部町行財政運営審議会及び住民説明会において行ってきた説明が、虚偽であったことから、少なくとも、南部町行財政運営審議会及び住民説明会を再度開催することについて、前述のとおり、行ってきた説明を虚偽とする理由がなく、再度開催する理由も認められない。

虚偽の数字により行ってきた行政手続きは違法であり、南部町長 陶山清孝は、その手続きに費やした行政経費、少なくとも100万円を損害として南部町に弁償することについて、地方自治法第242条第2項で規定する当該行為があった日又は終わった日から1年が経過した請求であり、監査の対象となり得ない。

以上のとおり、本措置請求が求める措置には、理由が認められない。よって、請求

人から請求があった南部町長 陶山清孝に対する措置請求書は棄却する。